

## 第 11 次鳥獣保護事業計画（変更案）の概要

## 1 鳥獣保護事業計画の位置づけ

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により、各都道府県知事が定めるもの。現在、本県が策定している「鳥獣保護事業計画（以下「計画」という。）」の期間は、平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間。

## 2 変更の必要性

平成 26 年 5 月 30 日に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が公布され、平成 26 年 12 月に環境大臣が定める「基本指針」が変更されたことを受け、計画の変更を行う。

## 3 変更のポイント

## ◆計画の名称の変更

「第 11 次鳥獣保護事業計画」を「第 11 次鳥獣保護管理事業計画」に変更する。

## ◆鳥獣の「保護」及び「管理」の定義づけ

鳥獣の生息数を適正な水準に増加させることなどを「保護」、生息数を適正な水準に減少させることなどを「管理」と定義づけられたことに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」に関する文言を整理する。

## ◆特定計画に関する整理

改正鳥獣保護法において、従来の「特定鳥獣保護管理計画（特定計画）」が、生息数が著しく減少している鳥獣の保護に関する「第一種特定鳥獣保護計画」と生息数が著しく増加している鳥獣の管理に関する「第二種特定鳥獣管理計画」に区分されたことに伴い、「第一種特定鳥獣保護計画」及び「第二種特定鳥獣管理計画」の作成に関する方針を追加、変更する。

## ◆指定管理鳥獣捕獲等事業

新たに創設された「指定管理鳥獣捕獲等事業」の実施について記述する。

## ◆住居集合地域等における麻醉銃の許可

住居集合地域等における麻醉銃の許可に関する方針を記述する。

## 4 変更の主な内容

## ◆鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

- ・ 県下全域の休猟区をニホンジカの狩猟が可能な特例休猟区に指定する。

## ◆鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- ・ 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方の鳥獣の区分に「指定管理鳥獣」を追加する。
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施について記述する。
- ・ 許可をする場合の基本的な考え方について、鳥獣の「保護」と「管理」の目的を区分、整理して記述するとともに、住居集合地域等における麻醉銃使用許可の取扱いについて

記述する。

- ・有害鳥獣捕獲の許可基準に「指定管理鳥獣」に関する事項を記述する。
- ・有害鳥獣捕獲許可に係る市町長の事務に知事又は環境大臣許可権限でない「鳥類の卵」を追加する。

◆第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項

- ・第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針を記述する。

◆第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

- ・第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針を記述する。
- ・従来のイノシシ適正管理計画を第二種特定鳥獣管理計画に変更するとともに、ニホンジカ、ニホンザルについて第二種特定鳥獣管理計画を作成することを追加する。

◆鳥獣の保護管理事業の実施体制に関する事項

- ・「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に変更する。
- ・認定鳥獣捕獲事業者の育成・確保について記述する。

**5 その他**

基本指針の変更に伴う文言修正及び記載順序の変更、その他必要な時点修正等を行う。